

府中市医療機関開業支援等補助金制度の概要

【目的】

市外からの医師の招へいや、医療機関の新規開設及び既存医療機関の承継に対する支援を通じ、本市の医療体制の維持及び充実を図る。

【内容】

(1) 医師招へい事業

市内の病院に対し、市外からの医師招へいに要する費用（就業支度金、転居費用、出張旅費等）を補助する。

(2) 新規開設・承継支援事業

市内で医療機関を新たに開設又は既存の医療機関を承継する医師（開設・承継の直前に市内の公立病院に勤務していた者を除く。）又は医療法人に対し、医療機関の開設又は承継の準備及び必要な医療機器等の整備に要した費用を補助する。

【要件等】

事業名	対象経費	補助率	補助基準額 (上限)	要件						
(1) 医師 招へい 事業	病院が医師に支給した就業支度金（病院の規定等に定めがあるものに限る。）、転居費用、医師住宅整備（借上げを含む。）及び招へい交渉に要した出張旅費等の経費	10/10	招へいした医師 一人あたり 100万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 府中地区医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献（救急医療提供体制運営事業、市立学校の学校医、在宅医療の推進等）すること。 2 医師の着任が確実に見込まれること。 3 医師が従事する診療科目が歯科以外であること。 4 過去に当該事業を活用して市内の医療機関に着任した実績がない医師又は当該事業を活用して新規開設・承継をした実績がない開設者等であること。 5 10年以上診療を継続すること。（※） 6 産科・小児科医療機関の定義 <ol style="list-style-type: none"> 1) 産科医療機関 産科を標ぼうして分娩を取り扱う医療機関をいう。 2) 小児科医療機関 日本小児科学会の認定医資格を有する医師又は小児救急医療拠点病院及び周産期母子医療センター等の小児科に勤務した経験を持つ医師が常勤する小児科標ぼう医療機関をいう。 <p>（※）新規開設・承継支援事業に適用。</p>						
(2) 新規 開設・ 承継 支援 事業	土地取得費、建物取得費、建物工事費、医療機器整備費、その他診療に必要な認められる設備の整備に要した経費	1/2	<table border="1"> <tr> <td>一般の医療機関</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>市街化区域外の 地域に立地</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>産科・小児科 医療機関</td> <td>2,500万円</td> </tr> </table>	一般の医療機関	1,500万円	市街化区域外の 地域に立地	2,000万円	産科・小児科 医療機関	2,500万円	<ol style="list-style-type: none"> 1) 産科医療機関 産科を標ぼうして分娩を取り扱う医療機関をいう。 2) 小児科医療機関 日本小児科学会の認定医資格を有する医師又は小児救急医療拠点病院及び周産期母子医療センター等の小児科に勤務した経験を持つ医師が常勤する小児科標ぼう医療機関をいう。 <p>（※）新規開設・承継支援事業に適用。</p>
一般の医療機関	1,500万円									
市街化区域外の 地域に立地	2,000万円									
産科・小児科 医療機関	2,500万円									

他の補助制度（まちなか活性化支援制度等）に該当する場合はそちらを優先する。